4. モニタリング体制

行動計画の着実な推進に向けたモニタリング体制は以下のとおりとする。

モニタリング方法

➤ 行動計画の進捗状況を示す関連資料(データ・図)を各自治体から京浜河川事務所に 提供し、京浜河川事務所は「水流実態解明データベースシステム」や「市民連携 PR シ ート」などを活用して一元的に整理し、公表する。

実施頻度

▶ 目標年次(H27)まで、毎年モニタリングを実施する。

公表方法

- ▶ モニタリング結果は、HP やパンフレット等の広報媒体を通じて広く市民に公表する。
- ▶ また、毎年流域協議会にモニタリング結果を公表する。

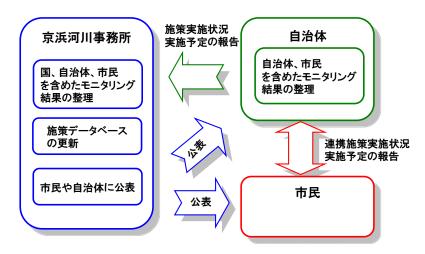


図 19 モニタリング体制イメージ

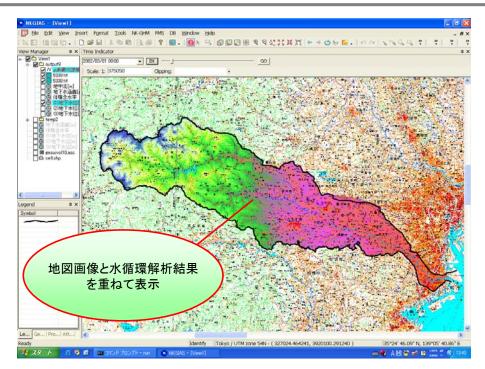


図 20 モニタリングツール (水流実態解明データベースシステム)



図 21 モニタリングツール (市民連携 PR シート)